

秋田市保健所等消防用設備保守点検業務委託仕様書

1 目的

当該業務は、秋田市保健所および秋田市保健センターの消防用設備の点検、保守および補修業務を行い、消防用設備を常に支障なく作動させることを目的とする。

2 業務実施場所

- (1) 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号 秋田市保健所
- (2) 秋田市八橋南一丁目 8 番 6 号 秋田市保健センター

3 契約期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

4 基本事項

- (1) 点検に当たっては、消防法第 17 条 3 の 3 によること。
- (2) 点検、試験の結果、故障又はその他事故を発見したときは直ちに報告し、最善の措置を講ずること。
- (3) 秋田市が設備に異常を認めて通知したときは、受託者の負担で保守点検を実施すること。
- (4) 秋田市が防災訓練を実施する際は協力すること。

5 消防用設備の種類および点検回数

- (1) 機器点検は 6 か月に 1 回とし、総合点検は年 1 回とする。
- (2) 設備の内容は下記の表に記載するものとする。

設 備 内 容	単 位	数 量
〔秋田市保健所〕		
(1) 消火器具		
粉末消火器	本	2 2
二酸化炭素消火器	本	1
(2) 自動火災報知設備		
受信機	台	1
差動式スポット型感知器	個	6 5
定温式スポット型感知器	個	1 1
煙式スポット型感知器	個	1 3
発信機	個	4
表示灯	個	4
(3) ガス漏れ火災警報設備		
受信機	台	1
ガス漏れ検知器	個	8
緊急遮断弁	台	2
(4) 非常警報設備（放送設備）		
増幅器	台	1
スピーカー	個	6 4
音量調整器	台	3 2

(5) 誘導灯設備 誘導灯	台	2
(6) 防排煙設備 制御盤 煙式スポット型感知器 防火戸 防火シャッター 防煙たれ壁	台 個 面 面 台	1 1 4 2 8 8
〔秋田市保健センター〕		
(1) 消火器具 粉末消火器 二酸化炭素消火器	本 本	1 4 4
(2) 屋内消火栓設備 加圧送水装置 操作盤 屋内消火栓 起動スイッチ 水源（貯水槽・給水装置・バルブ等）	組 台 組 個 組	1 1 6 6 1
(3) 自動火災報知設備 受信機 副受信機 定温式スポット型感知器 煙式スポット型感知器 発信機 音響装置 表示灯	台 台 個 個 個 個 個	1 1 1 7 4 3 6 6 6
(4) ガス漏れ火災警報設備 受信機 ガス漏れ検知器 緊急遮断弁	台 個 台	1 1 5 1
(5) 非常警報設備（放送） 増幅器 スピーカー 音量調整器 遠隔操作器	台 個 台 台	1 2 8 1 8 1
(6) 誘導灯設備 誘導灯	台	9
(7) 非常電源専用受電設備 低圧受電設備	台	1
(8) 防排煙設備 制御盤 煙式スポット型感知器 防火戸	台 個 面	1 4（内3個兼用） 4

（注）消火器点検に伴う薬剤詰替え費用は、委託料に含む。